解散公告（第三回）

当社は、平成二十六年十月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月二十四日
長崎県長崎市出島町一二番二三号
医療法人医新会
清算人　鶴崎　義行

配当公告

富山県富山市清水中町二番地一号
破産者　有限会社太陽食品
右の者に対する富山地方裁判所平成二十四年（フ）第二五六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金七九、一二七、七六六円
一、配当することのできる金額
金一五、一〇八、九八〇円
平成二十六年十二月二十四日
富山県富山市今泉西部町九番地の一富山今泉西部ビル二〇七号室
破産管財人　弁護士　大浦　清和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市青葉区柏木一丁目五一番地、最後の住所仙台市太白区中田二丁目二七番一一号
被相続人　亡　若生　康夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十二月二十四日
仙台市青葉区一番町一丁目八番一〇―二〇一号京成壱番町ビル二階
相続財産管理人　弁護士　村上　匠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県吾妻郡東村大字箱島村乙三七六番地、最後の住所不明
被相続人　亡　橋爪　染蔵
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十二月二十四日
群馬県吾妻郡東吾妻町大字矢倉六二六番地
相続財産管理人　田中　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市本町一丁目二二五番地、最後の住所千葉県野田市日の出町七番地の二四
被相続人　亡　須田　昌子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十二月二十四日
事務所千葉県松戸市松戸一八四七　日暮ビル四〇三　みぎわ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　安武　慎作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区白金台三丁目一〇一番地、最後の住所千葉県南房総市富浦町多田良九二八番地一
被相続人　亡　吉田　一夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十二月二十四日
事務所千葉市中央区長洲一丁目二二番三号
羽田ビル二階　本千葉総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中村　恒平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八丈島八丈町三根四五九三番地、最後の住所東京都豊島区長崎二丁目二二番一一号コーポバルビ二〇一
被相続人　亡　山下　譲
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十二月二十四日
事務所東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビルヂング九階宏和法律事務所
相続財産管理人　弁護士　飯田　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県伊達市霊山町泉原字上舘二五番地三、最後の住所東京都豊島区目白五丁目五番五号レックス目白プライムシティ五〇三号
被相続人　亡　岡崎　玲子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十二月二十四日
東京都新宿区三栄町二三―一ライラック三栄ビル三階わかばの風法律事務所
相続財産管理人　弁護士　酒井　桃子
（登録姓　出島）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都羽村市双葉町三丁目一番、最後の住所東京都羽村市双葉町三丁目一番五〇号
被相続人　亡　佐藤　剛
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十二月二十四日
東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区業平四丁目一番地六、最後の住所東京都墨田区業平一丁目三番一三号
被相続人　亡　石谷　清和
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十二月二十四日
東京都千代田区麹町三丁目三番八号丸増麹町ビル二階鈴木総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区下石神井六丁目一〇番、最後の住所東京都練馬区下石神井六丁目一〇番八号
被相続人　亡　遠山　能淳
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十二月二十四日
事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　池村　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区南大泉一丁目二番、最後の住所東京都練馬区南大泉一丁目二番一〇号
被相続人　亡　奥江　典彦
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十二月二十四日
東京都港区西新橋一丁目二〇番三号虎ノ門法曹ビル二〇四号室東京フィールド法律事務所　相続財産管理人弁護士　京野　哲也

第37期決算公告

平成26年9月26日
岡山県岡山市北区学南町一丁目3番2号
株式会社ベルモニー岡山
代表取締役　山本　博之

貸借対照表の要旨

（平成26年7月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	18
	固定資産	1,005
	合計	1,024
負債及び純資産の部	流動負債	3,220
	固定負債	0
	株主資本	△2,196
	資本金	20
	利益剰余金	△2,216
	その他利益剰余金	△2,216
	（うち当期純利益）	（153）
	合計	1,024